

【誤りやすい事例 ① - 申告書第1表・第4表関係 - 】 被相続人の兄弟姉妹が相続した場合（2割加算①）

私（国税信二郎）は、兄（国税信一郎）の死亡に伴い、妹（税務幸子）とともに兄の財産を相続しました。

なお、兄の法定相続人は、私と妹の2人です。

相続税の申告書

相続開始年月日 ▲年 5月 11日

第1表

フリガナ	各人の合計	財産を取得した人
（被相続人） コクセイ シンイチロウ	2400000	コクセイ シンジロウ
氏名 国税 信一郎		参考として 記載している 場合 ○で囲んでください
国税 信二郎	1440000	
氏名		

第4表

相続税額の加算金額の計算書

被相続人 国税 信一郎

加算の対象となる人の氏名	
各人の税額控除前の相続税額 （第1表⑨又は第1表⑩の金額）	① 2400000
相続税額の加算金額 （①×0.2）	⑥ 480000

（注）1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時点で被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時点で被相続人との間に養育があった場合には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。

誤

私と妹は、兄の法定相続人であるので、2割加算の対象とはならないと考え、第1表の「⑩相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄は記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税の申告書

相続開始年月日 ▲年 5月 11日

第1表

フリガナ	各人の合計	財産を取得した人
（被相続人） コクセイ シンイチロウ	2400000	コクセイ シンジロウ
氏名 国税 信一郎		参考として 記載している 場合 ○で囲んでください
国税 信二郎	1440000	
氏名		

第4表

相続税額の加算金額の計算書

被相続人 国税 信一郎

加算の対象となる人の氏名	国税 信二郎	税務 幸子
各人の税額控除前の相続税額 （第1表⑨又は第1表⑩の金額）	① 144,000	96,000
相続税額の加算金額 （①×0.2）	⑥ 28,800	19,200

（注）1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時点で被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時点で被相続人との間に養育があった場合には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。

正

兄弟姉妹は、被相続人の二親等の血族であり、一親等の血族に該当しないため、2割加算の対象となります。

したがって、第4表を作成の上、第1表の「⑩相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に第4表で計算した相続税額の加算金額を記入します。

○ 2割加算とは

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。

⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）などが2割加算の対象となります。